999999

令和８年１１月５日
●●検察審査会事務局

000-0000
●●県●●市●●町●　丁目●－●

●●　●●　様

999999

99-999-99　9999999#

000-0000
●●県●●市●●町●●丁目●－●

●●検察審査会事務局
（差出人）

検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、検察審査員候補者として選ばれ、

●●　検察審査会（令和９年　第●　群）
（任　期：令和●年●月から令和●年●月まで）

の検察審査員候補者名簿に記載されましたので、検察審査会法１２条の２第３項の規定に基づきお知らせします。

- **このお知らせは、今後、検察審査員に選ばれる可能性があることをあらかじめお知らせするものであり、現段階で　●●　検察審査会にお越しいただく必要はありません。**
- 検察審査員候補者は、それぞれ第１群から第４群までの群（グループ）に分かれています。あなたが候補者に選ばれた群は、上の枠内のとおりです。
- 今後、裏面記載の時期に送付する質問票に回答していただいた後、群ごとに、検察審査員候補者の中から検察審査員・補充員をくじにより選びます。
- **検察審査員・補充員に選ばれた方には、別途、書面によりお知らせします。**各群の任期終了時までにお知らせがない場合には、検察審査会にお越しいただく必要はありません。
- **この書面は、任期終了まで大切に保管してください。**

お問い合わせは　**検察審査員候補者専用コールセンター**　へ

開設期間　令和８年１１月９日（月）～令和８年１１月２７日（金）
受付時間　午前８時３０分～午後６時３０分（日曜日・祝日は休業）
※　開設期間以外は、コールセンターにつながりませんので、ご注意ください。

電　　話　●●●●－●●●－●●●（無料）
※　携帯電話からも無料で通話ができます。
※　０５０で始まる一部のＩＰ電話からは、ご利用いただけません。お手数ですが、●●－●●●●－●●●●をご利用ください。
（その際、通常の固定電話への通話料金がかかります。）

●●　検察審査会事務局（代表窓口）
ＴＥＬ　●●－●●●●－●●●●　（通常の通話料金がかかります。）
※　聴覚、言語の不自由な方は、
ＦＡＸ　●●－●●●●－●●●●　もご利用いただけます。

➢ **検察審査員候補者の方に、次の２点についてお尋ねするため、質問票を送付します。**
①**検察審査員になることができない方**に当たるかどうか
②**辞退事由**がある場合に**辞退を希望**されるかどうか
※①②に当たる方も当たらない方も、必ず全員返送してください。

➢ 質問票をお送りする時期は次のとおりです。

第１群の方　今回の郵便に同封しています。
第２群の方　令和９年１月中旬ころ
第３群の方　令和９年４月中旬ころ
第４群の方　令和９年７月上旬ころ

①検察審査員になることができない方

【 職　業 】
- 国務大臣
- 裁判官
- 検察官
- 会計検査院検査官
- 裁判所の職員（非常勤を除く。）
- 法務省の職員（非常勤を除く。）
- 国家公安委員会委員
- 都道府県公安委員会委員
- 警察職員（非常勤を除く。）
- 司法警察職員としての職務を行う方
- 自衛官（予備自衛官を除く。）
- 都道府県知事
- 市町村長（特別区長を含む。）
- 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）
- 弁理士
- 公証人
- 司法書士

【 欠格事由 】
- 学校教育法に定める義務教育を終了していない方（義務教育を終了した方と同等の理解力がある方を除く。）
- １年の拘禁刑以上、１年の懲役又は禁錮（きんこ）以上の刑に処せられたことがある方

②辞退事由

- ７０歳以上
- 国会又は地方議会の議員（会期中に限る。）
- 国又は地方公共団体の職員
- 教員
- 学生又は生徒
- 過去５年以内に検察審査員又は補充員であった。
- 過去５年以内に裁判員又は補充裁判員であった。
- 過去３年以内に選任予定裁判員であった。
- 過去１年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭した。
- 重い病気、長期海外旅行又はその他の「やむを得ない事由」**（検察審査会の承認が必要です。）**

※　検察審査会はどのようなことをするのか、いつ頃検察審査員・補充員に選ばれる可能性があるのか等については、同封の「**検察審査員候補者となられた方へ**」をお読みください。また、検察審査会制度の詳細については、検察審査会ウェブサイトをご覧ください。

検察審査会ウェブサイト
https://www.courts.go.jp/about/sonota/kensin/index.html